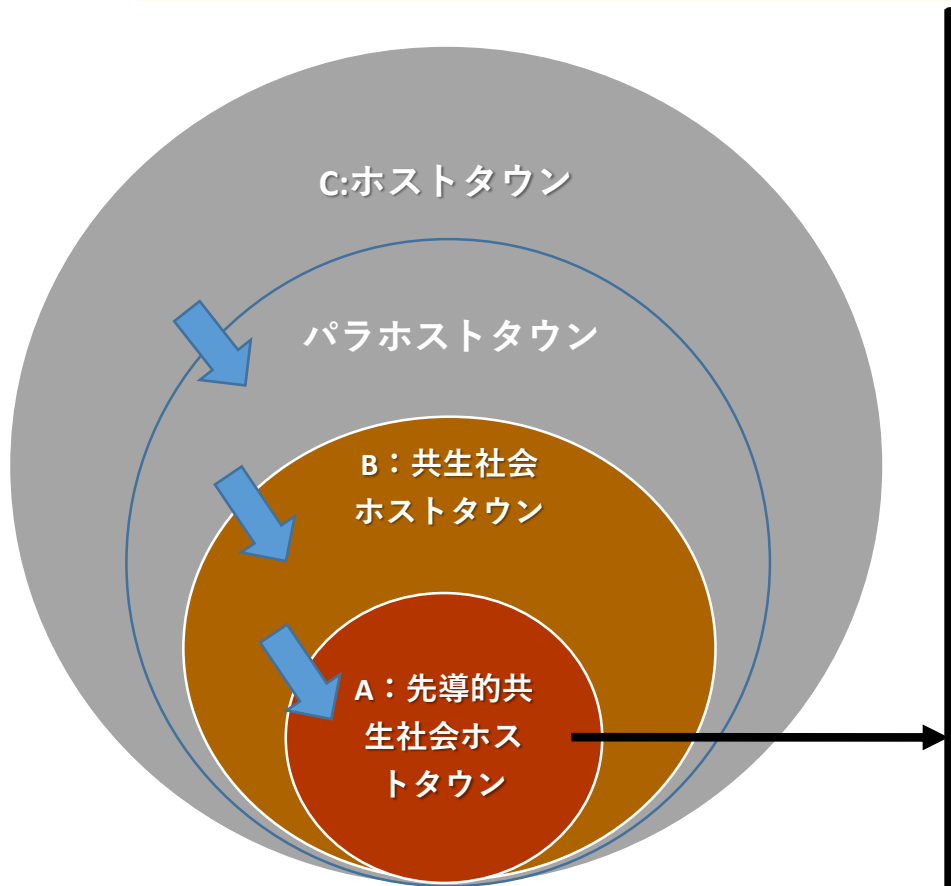


先導的共生社会ホストタウン制度について (2019年5月創設)

- 共生社会ホストタウンのうち、**先導的・先進的**な**①ユニバーサルデザインの街づくり**と**②心のバリアフリー**に取り組む自治体を、先導的共生社会ホストタウンとして**内閣官房が認定**
- 他の自治体の**モデル**となる取り組みの**創出**と**横展開**を目指す
- **関係省庁・関係団体**の取り組みを活用して**重点的に支援**
- **現在15件を認定** (※三沢市、遠野市、大館市、福島市、世田谷区、江戸川区、川崎市、浜松市、伊勢市、神戸市、明石市、宇部市、飯塚市、田川市、大分市)



■認定要件

- ① 共生社会ホストタウンの登録
- ② パラリンピアン及び地元パラアスリートと市民との交流計画
- ③ 改正バリアフリー法に基づくマスタープラン又は基本構想の策定又は改定
- ④ 先導的・先進的な心のバリアフリーのシンポジウム、研修等の計画
- ⑤ ユニバーサルデザインの街づくりに資する先導的・先進的な事業の計画
- ⑥ 障害当事者とともに、バリアフリー情報の点検・マップ化等先導的・先進的な情報提供

■支援メニュー

- ① 共生社会ホストタウン推進調査費 (内閣官房)
- ② マスタープラン作成に係る調査経費 (国交省)
- ③ 公共交通機関のバリアフリー化事業 (国交省)
- ④ ホテル・旅館のバリアフリー化事業 (観光庁)
- ⑤ オリパラムーブメント全国展開事業 (文部科学省)
- ⑥ 心のバリアフリーの推進のための各種人権啓発活動 (法務省)
- ⑦ パラスポーツ体験会、心のバリアフリー教育 (経済界協議会)
- ⑧ あすチャレ!Academy、あすチャレ!ジュニアアカデミー、あすチャレ!School、あすチャレ!運動会、I'mPOSSIBLE (パラサポセンター)